

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年1月6日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は以下のことから、本件処分の違法、不当を主張し、その取消しを求めているものと解される。

現在、離婚協議中、妻は勝手に子供を連れ去り私に居場所を告げず、モラハラがあったなどウソの主張をしている。

さらには子供の通帳（子供が産まれてから私が管理していたもの）を盗み、口座解約している。

そのような妻に財産管理はできない。今後、私の子を監護するため本件処分は違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和6年 4月11日	諮問
令和6年 7月11日	審議（第90回第4部会）
令和6年 8月 9日	審議（第91回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

同条4項によれば、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつこれと生計を同じくするものとみなすとされている。

児童手当法施行規則（以下「規則」という。）7条1項によれば、児童手当の受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、児童手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとされている。

- (2) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成29年7月19日付府子本第586号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22条2号によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、法4条4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合は、職権により支給事由消滅についての処理をすることができるかとされている。

ガイドラインは、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言である。ガイドライン22条2号は、本件の適用において合理性がないものとは認められない。

- 2 これを本件についてみると、請求人が本件児童及び妻と令和〇年〇

月〇日に別居し、本件児童を監護しなくなると認められるところ、ガイドライン22条2号にある、「法4条4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合」に該当するものとして、本件処分を行ったものと認められる。

処分庁が、請求人については児童手当の支給事由が消滅したものと判断し、児童手当の支給事由消滅の処理を行った本件処分は、上記1の法令等に基づいてなされたものであるものと認められ、これを違法又は不当とすることはできない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分は違法、不当である旨主張する。

しかし、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美